

名古屋市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止のため水素エネルギーの利活用の推進を図るべく本市が実施する家庭用燃料電池システム設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付手続き等に関する基本的事項を定めることにより、補助金の交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。なお、補助金の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金は、家庭用燃料電池システム（以下「対象システム」という。）を住宅に設置する事業又は対象システムが設置された新築住宅を購入する事業（以下「補助事業」という。）を実施する者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で交付する。なお、補助対象経費の全額を補助することとなる場合は、補助金を交付することはできない。

- 2 補助事業者は、個人（個人事業主及び建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第25条第1項に規定する管理者（以下「管理組合の管理者」という。）を含む。以下同じ。）若しくは法人（区分所有法第47条第1項に規定する管理組合法人（以下「管理組合法人」という。）を含む。以下同じ。）又は補助事業に係る住宅を第三者に賃貸する個人若しくは法人とする。ただし、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、補助事業者になることができない。
- 3 補助事業者は、個人の場合は第11条第1項第1号の規定により提出する住民票の写しにおいて、現住所が名古屋市内となっていなければならない。また、法人の場合は第5条第1項第3号の規定により提出する登記事項証明書において、本店又は主たる事務所が名古屋市内となっていなければならない。
- 4 補助事業に係る住宅は、名古屋市内において居宅又は集合住宅として使用されるものとする。ただし、対象システムを設置する住宅が補助事業者の所有物でない場合は、設置について所有者の承諾を受けている場合に限る。

(対象システム)

第3条 対象システムは、次の各号の要件に適合したものとする。

- (1) 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているものであること。
- (2) 未使用品のもの（移設されたものは対象外）

(補助金の額)

第4条 補助事業に係る補助金の額は、1件当たり3万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添付し、別に定める期間内に補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、申請者の責めに帰することのできない事由により申請時に添付書類が提出できないと市長が認めるときは、当該理由を記載した書面をもってこれに代えることができるものとし、申請者は当該添付書類が揃い次第速やかに提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し、売買契約書の写し又は注文書の写し及び注文請書の写し
 - (2) 対象システムを設置する住宅の登記事項証明書、固定資産の評価証明書又は固定資産税の課税明細書（登記事項証明書は交付申請書の提出前3ヶ月以内のもの。固定資産の評価証明書及び固定資産税の課税明細書は交付申請書の提出に係る年度のもの。個人が自己の居住する住宅以外の既存の住宅に対象システムを設置する場合又は法人が既存の住宅に対象システムを設置する場合に限る。写しも可とする。）
 - (3) 法人の登記事項証明書（交付申請書の提出前3ヶ月以内のもの。法人が申請する場合に限る。写しも可とする。）
 - (4) 管理規約及び管理組合の管理者の選任が確認できる資料（管理組合の管理者が申請する場合に限る。）
 - (5) 現況のカラー写真（対象システムを設置する住宅の部分及び住宅全体の写真。新築の場合で住宅がない場合は建築予定地の写真。建売の場合を除く。）
 - (6) 対象システムを設置する住宅の場所を示す地図
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 本要綱における補助を実施する一の年度において、補助金を受けることができる回数は、1人1回とする。
- 3 交付申請書は、郵送により提出するものとする。

(交付の決定及び不交付の決定)

第6条 市長は、先着順に交付申請書を受け付けるものとするが、受け付けた交付申請書に係る補助金交付申請額の総額が予算の範囲を超えた日（以下「終了日」という。）をもって受付を終了する。なお、終了日に複数の交付申請書を受け付けた場合は、次条に定める抽選により交付対象とする申請者を決定する。

- 2 市長は、受け付けた交付申請書について、速やかにその内容を審査し、補助金の交付について決定する。
- 3 市長は、補助金を交付する決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により、また、補助金を交付しない決定をしたときは、補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付すことができる。

(抽選)

第7条 市長は、終了日に複数の交付申請書を受け付けた場合、当該交付申請書について、

くじ引きによる抽選を公開で行い順位を決め、予算の範囲を超えない順位までを補助金の交付対象者（以下「当選者」という。）とする。

2 当選者が提出した交付申請書の取り扱いは、前条の規定を準用する。

（補欠）

第8条 市長は、前条により当選者とならなかった申請者を補欠として決定する。

2 市長は、前項により決定した補欠の数が一定数に達しない場合、終了日の翌日以降も一定数に達する日まで補欠として交付申請書を受け付ける。

3 市長は、交付決定又は補助金交付額の確定の取消し、補助事業者による事業の中止等により補助金交付額の総額が予算の範囲内となる事由が生じた場合、補欠を予算の範囲内で補欠番号順に繰り上げ、当選者にすることができる。

4 補欠の取り扱いは、別に定める。

（対象システムの設置又は引渡し）

第9条 補助事業者は、決定通知書に記載された交付決定日以降に補助事業に着手しなければならない。

2 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象システムの購入及び設置に要する経費とし、その項目は別に定める。

3 補助事業者は、別に定める日までに補助事業を完了しなければならない。補助事業を完了したとみなす日（以下「事業完了日」という。）は、対象システムを住宅に設置する事業を実施する場合は補助対象経費に係る工事を全て完了した日とし、対象システムが設置された新築住宅を購入する事業を実施する場合は当該住宅の引渡日とする。

（中止）

第10条 補助事業者は、事業を中止しようとするときは、速やかに中止承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 中止承認申請書は、郵送により提出するものとする。

3 市長は、第1項の承認をしたときは、中止承認通知書（第5号様式）により補助事業者に通知する。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の完了後、速やかにかつ別に定める日までに、次に掲げる書類を添付し実績報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業者の住民票の写し（実績報告書の提出前3か月以内のもの。個人に限る。複写したものも可とする。）

(2) 対象システムが設置された住宅全体のカラー写真

(3) 対象システムの設置状況を示すカラー写真

(4) 対象システムの設置費に係る領収書の写し（補助事業者が補助対象経費を支払ったことが証明できるもの）

(5) 設置した燃料電池システムの燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの型式と製造番号が確認できるもの（銘板のカラー写真、保証書の写し、検査成績証の写し等）

- (6) 対象システムを設置した住宅の登記事項証明書、固定資産の評価証明書又は固定資産税の課税明細書（登記事項証明書は実績報告書の提出前 3 ヶ月以内のもの。固定資産の評価証明書及び固定資産税の課税明細書は実績報告書の提出に係る年度のもの。個人が対象システムを設置した新築若しくは建売の住宅に居住しない場合又は法人が対象システムを新築若しくは建売の住宅に設置した場合に限る。写しも可とする。）
 - (7) 住宅の引渡証明書（引渡日が確認できる書類。対象システムが設置された新築住宅を購入する事業を実施する場合に限る。）
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 実績報告書は、郵送により提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第 12 条 市長は、受け付けた実績報告書について、速やかにその内容を審査し、補助金交付額を確定するものとする。

（補助金の交付）

第 13 条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。

（現地調査等）

第 14 条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助事業者等に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

（取得財産等の管理）

- 第 15 条 補助事業者は、対象システムを事業完了日から 6 年間善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、対象システム及び補助事業に係る住宅を、市長の承認を受けずに、補助金の目的に反する使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供する処分その他の処分（以下「財産処分」という。）をしてはならない。ただし、前項に定められた期間を経過した場合は、この限りではない。
 - 3 補助事業者は、前項の規定にかかわらず補助事業者の責に帰することのできない事由により第 1 項に定められた期間内に当該対象システムを処分した場合には、その旨を市長に届け出なければならない。
 - 4 補助事業者等は、第 1 項に定められた期間内に対象システム及び補助事業に係る住宅の適正な運用を図る上で必要な管理及び運用に関する変更を行う場合は、その旨を市長に届け出なければならない。
 - 5 第 2 項から第 4 項に係る手続きについては、住宅の低炭素化促進補助金に係る財産処分等の承認要領」（以下「承認要領」という。）を準用する。

（交付決定及び補助金交付額の確定の取消し）

- 第 16 条 市長は、補助事業者が本要綱に違反した場合、交付決定を取り消すことができる。
- 2 前項の規定は、第 13 条に規定する補助金交付額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により取消しをした場合、補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により補助事業者に通知する。

（補助金の返還及び加算金・延滞金）

- 第17条 市長は、前条第1項の規定により取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 市長は、財産処分を承認しようとするときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。
 - 3 第1項又は第2項の規定による補助金の返還に係る加算金及び延滞金については、名古屋市補助金等交付規則第20条の規定を準用する。

（個人情報に関する事項）

- 第18条 市長が本補助金事業実施に伴い補助事業者等から取得した個人情報は、法令に定められている場合を除き次の目的に使用する。
- (1) 補助金交付に係る業務（連絡、資料の送付、補助金の支払、調査、他の補助金に対する重複申請の調査等）
 - (2) 本市が実施するCO₂排出削減事業及び調査業務（当該事業及び業務では、取得した個人情報を市が指定する外部機関に提供することがある。）
- 2 本補助金事業において補助事業者等から提出された交付申請書、実績報告書、添付された書類等は、返却しない。（マイナンバーの記載された住民票の写しを除く。）

（協力）

- 第19条 市長は、補助事業者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。
- (1) 家庭における省エネルギー活動の実践
 - (2) 家庭用燃料電池システム及び地球温暖化防止等に関するアンケート
 - (3) その他市長が協力を依頼する事項

（委任）

- 第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(第1号様式)

3 建築区分

<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 既築	<input type="checkbox"/> 建売・分譲	(いずれかにチェック)
<input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅(各戸) <input type="checkbox"/> 集合住宅(共用部) (いずれかにチェック)			

4 対象システムの設置場所

(いずれかにチェック) 申請者現住所と同じ その他(以下に住所を記入)

住 所	
-----	--

5 対象システムの概要

燃料電池ユニット型式	
貯湯ユニット型式※3	

※3 設置しない場合は記入不要。

6 補助対象経費(税抜)

	円
--	---

① 補助対象経費となるもの

システム価格、配線工事費、配管工事費、付帯工事費

② 補助対象経費とならないもの

申請者が選択可能でシステム上必要不可欠ではないもの

- ・申請者が任意で加入する10年保証等の保証料
- ・補助金申請の手続きのみに係る経費
- ・エネファームの設置以外の工事(住宅建設工事等)

7 備考(申請にあたり特に連絡する事項があれば記入してください。例:現住所と通知書の送付先が異なる)

--

様

名古屋市長

印

補助金交付決定通知書

先に申請のありました名古屋市家庭用燃料電池システム設置費補助金につきましては、下記のとおり交付決定をいたしましたので、名古屋市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱第6条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定番号	
2 交付決定日	
3 補助事業の内容	補助金交付申請書のとおりとする。
4 交付決定金額	
5 注意事項	(1) 名古屋市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱を遵守してください。 (2) 名古屋市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱に違反したときは、交付決定を取り消すことがあります。

※交付する補助金の一部は愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助を受けています。

(第3号様式)

第 号
年 月 日

様

名古屋市長

印

補助金不交付決定通知書

先に申請のありました名古屋市家庭用燃料電池システム設置費補助金につきましては、下記の理由により不交付となりましたので、名古屋市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱第6条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 不交付の理由

(1) 交付要件に適合しなかったため。

(2) その他

()

(第4号様式)

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

中止承認申請書

名古屋市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

補助事業者(申請者)

現住所	
フリガナ	
氏名/ 法人名	印*
代表者 役職氏名	(注) 法人区分の場合は記入してください。
電話番号	(注) 日中連絡のできる電話番号を記入してください。 (法人区分の場合 担当者氏名:)
交付決定番号	
中止の理由	

※ 補助金交付申請書と同一の印を使用してください。

(第5号様式)

第 号
年 月 日

様

名古屋市長

印

中止承認通知書

先に申請のありました名古屋市家庭用燃料電池システム設置費補助金の事業中止につきましては、下記のとおり承認しましたので、名古屋市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 中止となる交付決定番号	
2 中止承認日	

(宛先) 名古屋市長

実績報告書

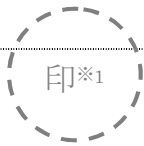
名古屋市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、重要確認事項に同意の上、下記のとおり報告します。

重要確認事項

本報告書は交付要綱の内容を満たしており、報告に虚偽があった場合、交付決定を取り消されることに異議を申し立てません。

記

1 補助事業者(申請者)

フリガナ			
氏名/法人名			
現住所※2			
代表者 役職氏名	(注) 法人区分の場合は記入してください。		
生年月日	年	月	日
	(注) 法人区分の場合は代表者の情報を記入してください。		
電話番号	(法人区分の場合 担当者氏名:)		(注) 日中連絡のできる電話番号を記入してください。
交付決定番号			

- ※1 補助金交付申請書と同一の印を使用して下さい。
- ※2 実績報告書提出時の住民票住所を記載してください。

2 問合せ先 (この実績報告書について、詳細が分かる方を記入してください。)

(いずれかにチェック) 補助事業者(申請者)本人 その他(以下を記入)

会社名・団体名等		担当者氏名	
住所			
電話番号		FAX 番号	

3 対象システムの設置工事を施工した事業者

事業者名			
所在地	<input type="checkbox"/> 名古屋市内	<input type="checkbox"/> 愛知県内	<input type="checkbox"/> その他 ()

4 対象システムの設置場所

(いずれかにチェック) 申請者現住所と同じ その他 (以下に住所を記入)

住 所	
-----	--

5 対象システムの概要

燃料電池ユニット型式	
貯湯ユニット型式※3	

※3 設置しない場合は記入不要。

6 工事着工日

平成	年	月	日
----	---	---	---

(注) 交付決定日以降に工事着工することが補助金の交付対象となる要件です。

(注) 建売・分譲の場合は記入不要です。

7 工事完了日

平成	年	月	日
----	---	---	---

(注) 建売・分譲の場合は引渡日を記入してください。

8 補助対象経費(税抜)

	円
--	---

① 補助対象経費となるもの

システム価格、配線工事費、配管工事費、付帯工事費

② 補助対象経費とならないもの

申請者が選択可能でシステム上必要不可欠ではないもの

- ・申請者が任意で加入する10年保証等の保証料
- ・補助金申請の手続きのみに係る経費
- ・エネファームの設置以外の工事 (住宅建設工事等)

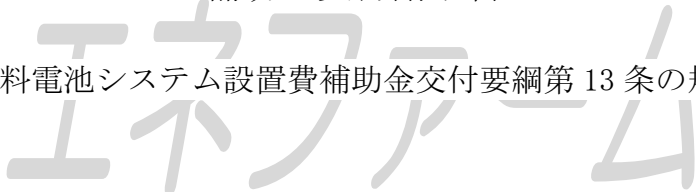
9 備考(申請にあたり特に連絡する事項があれば記入してください。例: 現住所と通知書の送付先が異なる)

--

(宛先) 名古屋市長

補助金交付請求書

名古屋市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり請求します。



記

1 補助事業者(申請者)

現住所	
フリガナ	
氏名/法人名	印*
代表者 役職氏名	(注)法人区分の場合は記入してください。
電話番号	(注)日中連絡がとれる電話番号 (法人区分の場合 担当者氏名：) を記入してください。
交付決定番号	

※ 補助金交付申請書、実績報告書と同一の印を使用してください。

2 補助金請求額

金額	<table style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">十</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一</td> <td style="padding: 0 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">3</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">0</td> <td></td> </tr> </table>	万	千	百	十	一	円	3	0	0	0	0		(注)金額を書損じた場合は新しい用紙に書き直してください。修正は認められません。
万	千	百	十	一	円									
3	0	0	0	0										

3 補助金振込先口座

金融機関名	
支店名	
預貯金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 (いずれかにチェック)
フリガナ	
口座名義人	(注)補助事業者本人名義の口座を記入して下さい。
口座番号	

(第8号様式)

第 号
年 月 日

様

名古屋市長

印

補助金交付決定取消通知書

先に交付決定をした名古屋市家庭用燃料電池システム設置費補助金につきましては、下記の理由により、名古屋市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱第16条第3項の規定に基づき交付を取り消すことに決定しましたので通知します。

記

1 取消となる交付決定番号	
2 取 消 日	
3 取 消 の 理 由	